

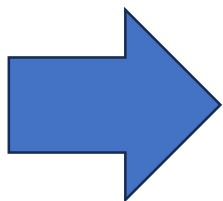
【増設・協力会社監督員が固形物処理室3に移動途中、階段を踏み外し左足ふくらはぎを挫傷】 【第1報】

- 発生日時：令和6年(2024年)10月19日(土) 15時30分頃
- 発生場所：増設施設 階段1-1(処理棟1階) (非管理区域)
- 公表区分：Ⅲ
 - ・環境への影響：なし
 - ・作業員への影響：あり(左腓腹筋挫傷)

事 象 概 要	発 生 原 因	再発防止対策
・プラズマ分解炉保全委託会社(以下、S社)の現場監督員Aは現場作業が終了し、プラズマ分解炉室(処理棟1階)から固形物処理室3(処理棟3階)へ移動する途中で左足を階段から踏み外し、その際左足ふくらはぎを挫傷した。 ・現場監督員Aが左足を階段から踏み外した場所は、階段1-1(処理棟1階)の1階4段目。 その際、現場監督員Aは右手で階段手すりを持ち、左手は何も持っていなかった。また一人で移動しており、電話等も使用していなかった。 ・階段を踏み外した当日は左足ふくらはぎに違和感がある程度であったため、そのまま退社したが、翌日(10/20)朝起床すると痛みと腫れを認め、夕方には左足ふくらはぎの痛みが増し、腫れもひどくなってきたので、S社所属長に電話連絡した。S社所属長が救急外来の受診を指示したため、現場監督員Aは製鉄記念室蘭病院を受診、飲み薬と湿布薬を処方されるとともに10/21(月)に精密検査を受検するよう指示された。 ・現場監督員Aは、10/21(月)に同病院で精密検査を受検し「左腓腹筋挫傷」と診断された。 ・精密検査後、現場監督員Aは出社し事務作業に従事した。	○現在調査中	○現在検討中

増設施設 階段 1-1

階段 1-1 で左足が 4 段目を踏み外し 3 段目に着地し、ふくらはぎを挫傷した。



拡大写真

